

広島県企業局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十二條の二第一項及び第三項の規定によつて、広島県流域下水道事業の出納取扱金融機関を次のとおり指定した。

平成三十一年四月一日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

名 称	株式会社広島銀行
事務取扱店舗	県庁支店
取扱事務の範囲	公金の収納及び支払の事務
取 扱 年 月 日 開 始 年 月 日	平成三十一年四月一日